

第4回「大阪市違法民泊撲滅チーム」委員会 要旨

1 日 時 令和元年5月27日（月曜日）13:00～13:40

2 場 所 大阪市役所本庁舎 5階特別会議室

3 出席者 大阪市長、違法民泊撲滅チーム委員等

4 議 題

- (1) 民泊をめぐる現状について
- (2) 違法民泊指導実動部隊の活動について
- (3) 現時点での成果について
- (4) 今後の活動について
- (5) その他

5 要旨

委員長（市長）開会のあいさつ

- ・ 大変お忙しい中、第4回「大阪市違法民泊撲滅チーム」委員会にお集まりいただき、感謝申し上げます。
- ・ このチームは昨年4月に立ち上げ、6月には「違法民泊指導実動部隊」を発足し、その発足式には、私自身が大阪府知事として出席させていただいた。また、昨年度から大阪府民泊対策推進事業を開始し、私自身も大阪のインバウンドによる賑わいや、街の安全安心に対して強い想いをもち、府市一体となって民泊対策に取り組んでいる。
- ・ 前回の委員会では、実動部隊の活動により、違法民泊の解決率が25%から75%と大幅に改善したと報告があり、残る課題についても、府市で連携し国に対し要望書を提出するなど、違法民泊の撲滅に向けて活動しているところである。
- ・ 適法民泊については、民泊新法の受理件数が2,300件を超え、また、特区民泊の居室数が7,200件を超えるなどいずれの数字も全国1位の件数であり、適法民泊への誘導、違法民泊の排除がこれまで以上に成果を挙げていると考えられる。
- ・ 本日の委員会では、実動部隊のこれまでの活動内容と現時点での成果を報告いただく予定である。G20大阪サミット開催まで時間が限られており、2025年の万博開催も見据えた今後の活動等について御意見をいただくことをお願いする。

議題説明

- (1) 民泊をめぐる現状について
- (2) 違法民泊指導実動部隊の活動について
- (3) 現時点での成果について
- (4) 今後の活動について
- (5) その他

⇒資料について、事務局から説明を行い、意見交換を行った。

(質疑応答)

(Q 1) 適法民泊の施設数の計上方法について、特区民泊は認定居室数、住宅宿泊事業法は受理件数と異なる計上方法を行っているため、府民・市民に少しわかりにくいと思われる。「居室」と「施設」を統一することは可能か？また、「施設」と「客室」を併記することは可能か？

(A 1) 国への報告方法が異なっており異なった計上方法を行っていたが、統一可能かを含め一度検討する。

(Q 2) 住宅宿泊事業法については、年間の宿泊日数が 180 日と定められているが、宿泊日数が 180 日を超えた場合、どのように対応しているのか？

(A 2) 事業者から、宿泊者日数が 180 日を超えた旨の報告を受けた場合、当該事業者に対し指導を行っている。しかし、これら事業者は、宿泊日数が 180 日を超えたと誤って報告しているのがほとんどである。また、今後は、住宅宿泊協会を通じて仲介業者に対し当該施設をHPに掲載しないよう働きかけを行う予定である。

(Q 3) 住宅宿泊事業法における消防法令適合通知書の未添付については、4月24日に大阪府行政書士会へ依頼文を提出したとお聞きしたが、現時点でその効果は発揮されたか？

(A 3) 5月上旬頃、大阪府行政書士会が会員向けHPに当該依頼文を掲載したとお聞きしているが、現時点では改善は見受けられない。

委員長（市長）閉会のあいさつ

- ・ 昨年6月に違法民泊指導実動部隊を発足以降、違法民泊は確実に減少しており、これは、このチームの効果であると認識している。
- ・ ただ、この活動の中で様々な問題が見えてきた。この課題を府市一体となって解決し、大阪の民泊について地域の皆様に理解をいただくとともに、来阪旅行者に楽しんでいただくための環境づくりが重要となってくる。
- ・ G20 大阪サミットまで時間が限られており、また、2025年の万博の開催に向け、大阪府民・市民、来阪旅行者が互いに利益をもたらすため、今後もルールに基づいた民泊の成長を継続していきたい。